二　中央政府、中央銀行等又は中央政府以外の公共部門が発行し、又は元本の償還及び利息の支払について保証する債券であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの　五十パーセント

イ　適用されるリスク・ウェイトが五十パーセント以下であること。

ロ　売買、レポ形式の取引等その他これらに準ずる取引が広く活発に行われていると認められること。

ハ　過去の市場流動性ストレス期において、時価が二十パーセントを超えて下落していないこと又は担保掛目が二十パーセント・ポイントを超えて下落していないこと。

三　事業法人等が発行する社債又はコマーシャル・ペーパーであって、次に掲げる要件の全てを満たすもの　五十パーセント

イ　市場において一般に広く取引されている社債又はコマーシャル・ペーパーと同様の内容が定められたものであって、公開された情報のみに基づき市場において標準的に用いられる手法により評価することが容易であること。

ロ　元本及び利息の支払について劣後的内容を有する特約が付されていないこと。

ハ　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1)　長期個別格付又は債務者信用力格付が、次条第一項の規定により同項の表の格付区分のうち一又は二に該当するものであること。

(2)　長期個別格付及び債務者信用力格付のいずれもが付与されていない場合には、短期個別格付が次条第二項の規定により同項の表の格付区分のうち一又は二に該当するものであること。

(3)　農林中央金庫又は連結子法人等の内部格付手法において当該社債又はコマーシャル・ペーパーに対して付与されているPDが、適格格付機関告示第三条第四号又は第五号に定める信用リスク区分のうち、それぞれ4―1、4―2若しくは4―3又は5―1若しくは5―2に該当するエクスポージャーに係るPDに相当するものであること（個別格付及び債務者信用力格付のいずれもが付与されていない場合に限る。）。

ニ　売買、レポ形式の取引等その他これらに準ずる取引が広く活発に行われていると認められること。

ホ　過去の市場流動性ストレス期において、時価が二十パーセントを超えて下落していないこと又は担保掛目が二十パーセント・ポイントを超えて下落していないこと。

四　事業法人等の株式（外国法人が発行するものを含む。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの　五十パーセント

イ　取引所金融商品市場（金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。）又は外国金融商品市場（同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。）において取引され、中央清算機関（同条第二十八項に規定する金融商品債務引受業を営む者及び外国の法令に準拠して設立された法人であって、外国において当該金融商品債務引受業と同種類の業務を行う者をいう。）を通じて決済されるものであること。

ロ　次の(1)から(3)までに掲げる株式の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める株価指数（特定の株式の価格に基づき算出される指数をいう。以下ロにおいて同じ。）の構成銘柄であること。

(1)　我が国の事業法人等の株式（円建てのものに限る。）　東証株価指数

(2)　バーゼル銀行監督委員会の定める流動性カバレッジ比率の基準又はこれと類似の基準（第二十五条において「流動性カバレッジ比率の基準等」という。）を適用している国又は地域（当該基準において株式を流動資産又はこれと類似の区分に含める国又は地域に限る。）の事業法人等の株式（(1)に掲げるものを除く。）　当該国又は地域の監督当局が当該基準において定めた株価指数

(3)　我が国及び(2)の国又は地域以外の国又は地域の事業法人等の株式　当該国又は地域において主要と一般的に認められる株価指数

ハ　ロ(2)及び(3)に掲げる株式である場合には、ロ(2)及び(3)の国又は地域の通貨建てのものであり、かつ、農林中央金庫又は連結子法人等の海外拠点等が当該国又は地域に所在していること。

ニ　過去の市場流動性ストレス期において、時価が四十パーセントを超えて下落していないこと又は担保掛目が四十パーセント・ポイントを超えて下落していないこと。

2　農林中央金庫又は連結子法人等は、基準日から三十日前までの間のいずれかの日において次に掲げる要件を満たしていた資産については、基準日において当該要件を満たしているものとみなすことができる。

一　前項第一号ヘからチまでに掲げる要件

二　前項第二号イからハまでに掲げる要件

三　前項第三号ハからホまでに掲げる要件

四　前項第四号イ、ロ及びニに掲げる要件

（格付区分）

第十二条　長期個別格付又は債務者信用力格付に対応する信用リスク区分が次の表の右欄に掲げるものであるときは、格付区分は、同表の左欄に掲げるものとする。

長期個別格付又は債務者信用力格付に対応する信用リスク区分	4―1又は6―1	4―2又は6―2	4―3又は6―3	4―4又は6―4	4―5又は6―5
格付区分	一	二	二	三	四

2　短期個別格付に対応する信用リスク区分（適格格付機関告示第三条第五号又は第六号ロの表に定める信用リスク区分をいう。）が次の表の右欄に掲げるものであるときは、格付区分は、同表の左欄に掲げるものとする。

短期個別格付に対応する信用リスク区分	5―1又は7―1	5―2又は7―2	5―3又は7―3	5―4又は7―4
格付区分	一	二	三	四

（格付の使用基準の設定）

第十三条　農林中央金庫又は連結子法人等は、第十条第一項第二号ロ並びに第十一条第一項第一号ヘ及び第三号ハに係る要件に係る判断に当たり、適格格付機関の格付を使用するための基準を設けるものとする。

2　前項の基準は、流動資産の額を意図的に大きくすることを目的としないものとする。

3　農林中央金庫又は連結子法人等は、適格格付機関の格付を内部管理において用いている場合には、第一項の基準を当該内部管理における使用方法と整合的なものとすることとする。

4　標準的手法を採用する農林中央金庫又は連結子法人等は、第一項の基準を、自己資本比率告示第二十七条第一項の規定に基づいて設ける基準と整合的なものとすることとする。

5　第十条第一項第二号ロ(1)及び第十一条第一項第三号ハ(1)の長期個別格付又は債務者信用力格付並びに第十条第一項第二号ロ(2)及び第十一条第一項第三号ハ(2)の短期個別格付が、二以上の適格格付機関により付与されている場合には、農林中央金庫又は連結子法人等は、これらの格付に対応する前条第一項又は第二項の表の格付区分のうち最も上位のものから数えて二番目のものに対応する格付を用いるものとする。ただし、当該最も上位のものが複数の格付に対応するものであるときは、当該複数の格付を用いるものとする。

第二節　運用上の要件

（運用上の要件）

第十四条　農林中央金庫又は連結子法人等は、第二条に規定する連結流動性カバレッジ比率の計算において、レベル1資産、レベル2A資産又はレベル2B資産のうち、この節に定める運用上の要件の全てを満たすものに限り、それぞれ適格レベル1資産、適格レベル2A資産又は適格レベル2B資産として取り扱うものとする。